

# 資料編



## 計画策定の組織と流れ

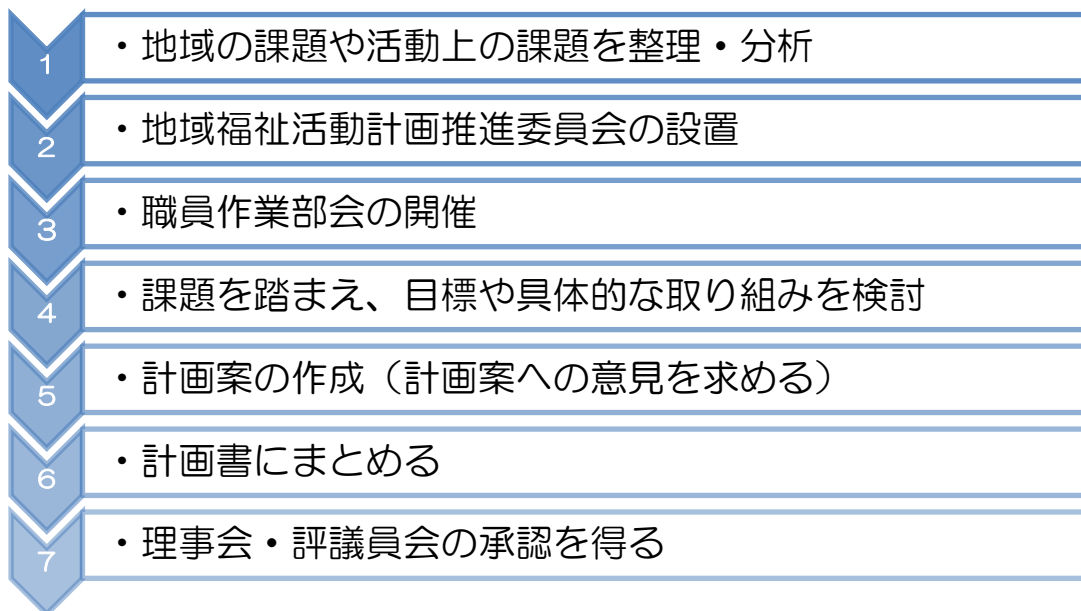
---

- 1 計画策定の経過
- 2 計画策定の組織
  - 計画推進委員会委員名簿
  - 計画推進委員会設置要綱

# 1 計画策定の経過

## (1) 計画策定の手順

本計画は次の手順に沿って策定されました。



## (2) 計画策定の経過

年度	実施・開催日	主な議題・調査活動等
平成 26 年度	平成 27 年 2 月～6 月	地区社協活動ヒアリング調査
平成 27 年度	7 月 27 日（月）	第 1 回地域福祉活動計画推進委員会 委員会の進め方について 前期計画の成果と課題について
	9 月 7 日（月）	第 2 回地域福祉活動計画推進委員会 計画の骨子について 地区別計画の策定について
	11 月 9 日（月）	第 3 回地域福祉活動計画推進委員会 計画の素案について
	2 月 29 日（月）	第 4 回地域福祉活動計画推進委員会 計画案について
	3 月 15 日（火） ～3 月 18 日（金）	団体部会・施設部会・地域部会 計画案について
	3 月 28 日（月）	第 3 回理事会 計画の承認
	3 月 29 日（火）	第 2 回評議員会 計画の決定



## 2 計画策定の組織

### (1) 地域福祉活動計画推進委員会

前計画の成果と課題に対する評価と本計画の策定を行った。

#### ◆ 地域福祉活動計画推進委員名簿（敬称略）

No.	氏名	区分	役職等	備考
1	高橋 宣明	地区社協の代表者	本町地区社会福祉協議会 副会長	
2	古正 俊太郎	地区社協の代表者	南地区社会福祉協議会会長	
3	高橋 正弘	地区社協の代表者	東地区社会福祉協議会会長	
4	笠原 良夫	地区社協の代表者	北地区社会福祉協議会会長	
5	高橋 栄一	地区社協の代表者	大根地区社会福祉協議会会長	副委員長
6	沼上 利夫	地区社協の代表者	鶴巻地区社会福祉協議会会長	
7	高橋 廣行	地区社協の代表者	西地区社会福祉協議会会長	
8	中志 陽一	民生委員児童委員の代表者	市民児協 ・地域援護部会担当会長	
9	山本 恒雄	民生委員児童委員の代表者		
10	布川 保	当事者の代表	障害者の自由な移動をすすめるハンディキャプの会	
11	相原 和枝	当事者の代表	市手をつなぐ育成会	
12	山本 昇	社会福祉施設等の代表者	やまゆり保育園長	
13	岡西 博一	相談機関	丹沢自律生活センター総合相談室	
14	佐藤 雅美	相談機関	鶴巻地域高齢者支援センター	
15	三嶽 良子	ボランティア団体の代表	ボランティアコーディネーター連絡会	
16	船山 三夫	ボランティア団体の代表	はだの悠遊会	
17	高橋 昌和	行政機関	市福祉部長	
18	佐藤 嘉夫	学識経験	岩手県立大学名誉教授	委員長 アドバイザー

（任期：平成27年7月1日～平成28年3月31日）

### (2) 職員作業部会

重点課題ごとに職員でチームを構成し、解決のための具体的な取り組みについて検討を行った。

### 3 地域福祉活動計画推進委員会設置要綱 -平成21年4月1日 制定-

(目的)

第1条 この要綱は、秦野市社協地域福祉活動計画（以下「計画」という。）の進捗状況の確認と、計画の成果と課題を明らかにするために、計画の定期的な評価と計画期間内の見直しを行う地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置することについて必要な事項を定める。

(委員会の委員)

第2条 委員会の委員は会長が指名し、これを委嘱する。

(委員会の業務)

第3条 委員会の業務は次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況についての評価
- (2) 社会情勢や福祉ニーズの変化に伴う計画内容の見直し
- (3) その他目的達成に必要な事項

(委員会の構成)

第4条 委員会は以下の委員7名をもって組織し、会長が委嘱する。

- (1) 民生委員児童委員部会 1名
- (2) 施設部会 1名
- (3) 団体部会 1名
- (4) 地域部会 1名
- (5) 行政関係 1名
- (6) 学識経験者 2名

2 委員会には、委員の互選により委員長及び副委員長各1名を置く。

3 委員会が必要であると認めた場合は、関係者の出席を求め意見を聴することができる。

(費用弁償)

第5条 委員会へ出席の委員については、役員各種委員会委員等への費用弁償に関する規定を準用し支給する。

(任期)

第6条 委員の任期は2年とする。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 任期満了に拘らず、後任者が就任するまでの間は前任者が就任する。

(委員会)

第7条 委員会は必要に応じ開催するものとする。

(委員会の招集)

第8条 委員会の招集は、委員長が行い会議の議長となる。委員長が不在の場合は副委員長が議長となる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が会長と協議し別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。



## 参考資料

---

- 1 生活困窮者自立支援事業とは
- 2 成年後見制度とは
- 3 秦野市における地区社協のあゆみ
- 4 地区社協の構成団体
- 5 付表

## ◆ 「生活困窮者自立支援事業」とは…

平成27年4月から、生活困窮者の自立支援制度が始まりました。相談窓口では一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行います。

生活困窮者自立支援制度では次のような支援を行います。

### ○ 自立相談支援事業

生活上の困りごとや不安に対し、支援員が相談を受けて、どのような支援が必要かを相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。

### ○ 住居確保給付金の支給

離職などにより住居を失った方、または失うおそれの高い方には、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。

※一定の資産収入等に関する要件を満たしている方が対象です。

### ○ 就労準備支援事業

「社会との関わりに不安がある」、「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な方に6カ月から1年の間、プログラムに沿って、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。

### ○ 家計相談支援事業

家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。

### ○ 就労訓練事業

一般就労することが難しい方のために、その方に合った作業機会を提供しながら、個別の就労支援プログラムに基づき、一般就労に向けた支援を中・長期的に実施する就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）もあります。

### ○ 生活困窮世帯の子どもの学習支援

子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者の双方に必要な支援を行います。

### ○ 一時生活支援事業

住居を持たない方、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にある方に、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。

※一定の資産収入に関する要件を満たしている方が対象です。



## ◆ 「成年後見制度」とは…

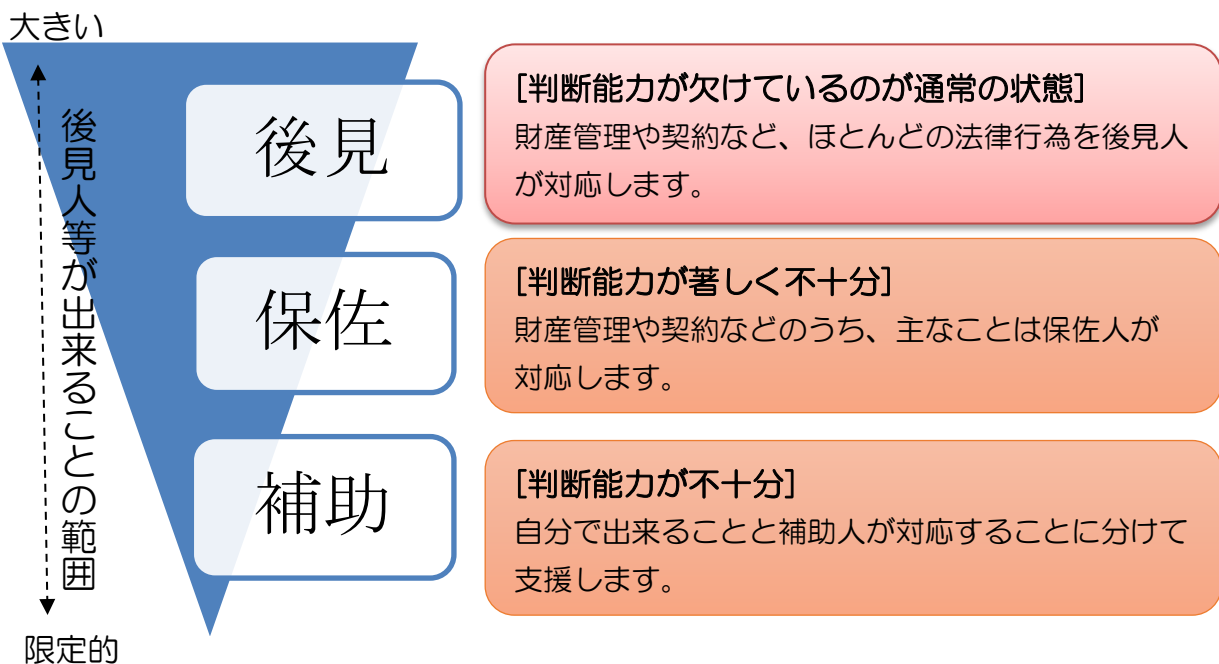
### ○ 成年後見（法定後見）とは

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない方の権利を守るための制度です。自身に不利益な契約を結んでしまったり、悪徳商法の被害にあわないように、家庭裁判所が選んだ成年後見人・保佐人・補助人（以下、後見人等）が本人に代わって福祉サービスの利用契約などを行ったり、不動産や預貯金などの財産管理をします。

### ○ 利用できる人は

認知症や知的障害、精神障害などにより判断力が十分でない、20歳以上の方が対象になります。

「後見」「保佐」「補助」の3つのタイプがあります。タイプは家庭裁判所が決定します。決定にあたっては判断能力の状態についての医師の診断書や鑑定の結果、本人との面接の結果などを総合的に検討しています。



### ○ どんな支援をしてくれるの？

後見人等は、代理権、同意権、取消権などを用いて本人の支援をします。（保佐人・補助人は3つの権限の範囲がそれぞれ異なります）後見人等は、本人の意思を尊重し、心身の状態や生活の状況に配慮しながら、本人の財産を適切に管理し、定期的に家庭裁判所に報告をします。

代理権…財産管理や契約などの法律行為を後見人等が代わりに行う権利

同意権・取消権…本人が後見人等の同意を得ないで行った不利益な行為を後から取り消す権利

## ◆秦野市における地区社協のあゆみ

### 地区社協の創世記・・・

- 昭和42年 ・西地区を県社協の地区社協推進地区に指定（～S44年）
- 昭和43年 ・西地区社協設立（民生委員を中心に組織）
- 昭和44年 ・西地区社協おたのしみ給食会開始
- 昭和48年 ・南地区社協設立
- 昭和57年 ・本町地区・東地区・北地区・大根地区社協設立  
（福祉関係者のみからなる組織構成が見直され、広く自治会組織を取り込むかたちで組織を再編成。）

### 高齢者対策が活動の中心に・・・

- 昭和58年 ・大根地区をモデル地区社協に指定（～S60年）
- 昭和59年 ・東地区をモデル地区社協に指定（～S61年）  
・本町地区を地域福祉推進体制整備事業※のモデル地区に指定  
※「本町地区在宅介護援助チーム準備委員会（現在のニーズ対応チームの前身組織）」  
発足
- 昭和60年 ・北地区をモデル地区社協に指定（～S62年）  
・南地区を地域福祉推進体制整備事業のモデル地区に指定
- 昭和61年 ・独居老人地域交流事業（市委託事業）受託  
・西地区をモデル地区社協に指定（～S63年）
- 昭和62年 ・北地区をモデル地区社協に指定（～H元年）  
・西地区と大根地区に地区ボランティアセンターを設置  
・本町地区ニーズ対応チーム発足
- 昭和63年 ・西地区を県社協地区ボランティアセンター促進事業のモデル地区に指定  
・独居老人地域交流事業が市補助事業に移行（～H15年）  
・本町・南・東地区社協のニーズ対応チーム組織化の取り組みに助成金を交付
- 平成3年 ・西地区社協のニーズ対応チーム組織化の取り組みに助成金を交付

### 新たな地域課題に取り組むために・・・

- 平成4年 ・地域生活支援センター（ふれあいのまちづくり）事業受託費から地区社協の指定事業補助（小地域啓蒙普及事業・小地域ネットワーク事業費）を開始（～H8年）
- 平成9年 ・地域生活支援センター事業受託終了を機に、市社協自主財源による地区ボランティアセンター運営費補助・地区ボランティア研修会補助・小地域ネットワーク事業助成金の交付開始（～H12年）
- 平成13年 ・普通会費還元金を4割から6割に増額  
・地区社協役員による市社協賛助会員の開拓（～H15年）

- 平成16年 ・経過措置として地域ふれあい事業交付金（2年間限定）を交付
- 平成17年 ・地域福祉計画及び地域福祉活動計画の策定に伴う地区別福祉懇談会の開催
- 平成18年 ・鶴巻地区社協設立（大根地区自治会連合会の分割に伴い、地区社協も分割）

### 地区社協活動のさらなる推進に向けて・・・

- 平成19年 ・「秦野市社協 地域福祉活動計画（第2期）」策定に伴う、地区別に福祉目標を制定
- 平成24年 ・「秦野市社会福祉協議会 地域福祉活動計画（第3期）」策定に伴う、地区別の福祉目標の見直しと、共通計画の策定
  - ・地区社協拠点整備のモデル地区として鶴巻地区に「ほっとワークつるまき」を開設
- 平成25年 ・鶴巻地区社協が地区ボランティアセンター事業を開始
  - ・西地区社協が自主財源で事務所を整備



## ◆地区社協の構成団体

地区社協は福祉団体に限らず、多くの市民活動団体によって構成されている協議体組織です。これらの構成団体をまとめたのが次の表です。現在、地区社協は平均で 19.5 団体によって構成されています。

		本町	南	東	北	大根	鶴巻	西
地域組織	自治会	○	○	○	○	○	○	○
	婦人会	○	○	○		○	○	○
	食生活改善推進団体	○	○	○	○	○	○	○
	体育協会	○	○	○	○	○	○	○
	交通安全協会				△			
	まちづくり推進委員会					○		
	防犯指導員					○		
福祉関係団体	民児協	○	○	○	○	○	○	○
	ボランティアコーディネーター	○	○	○	○			
	地域福祉員							○
	ニーズ対応チーム		○					
	ささえあい					○		
	地区ボランティアセンター						○	
更生保護	保護司会	△	○	○	○	○	○	○
	更生保護女性会	△	○				○	○
青少年育成	青少年指導員	○	○		○	○	○	○
	青少年相談員	○	○		○	○	○	○
	青少年育成部会		○	○				
当事者団体	身体障害者福祉協会	○	○	○	○	○	○	○
	手をつなぐ育成会	○	○	○	○	○	○	○
	老人クラブ連合会	○	○	○	○	○	○	○
	子供会育成連絡協議会	○	○	△	○	○	○	○
	一人暮らし高齢者の会	なでしこ友の会				北地区友の会		
学校関係	幼稚園PTA	△	○		○		○	○
	小学校PTA	△	○		○		○	○
	中学校PTA	△	○		○		○	○
	幼稚園・小中学校	幼稚園	幼小中				幼小中	△幼稚園
施設	保育園	○	○				○	△
	高齢者施設			○				△

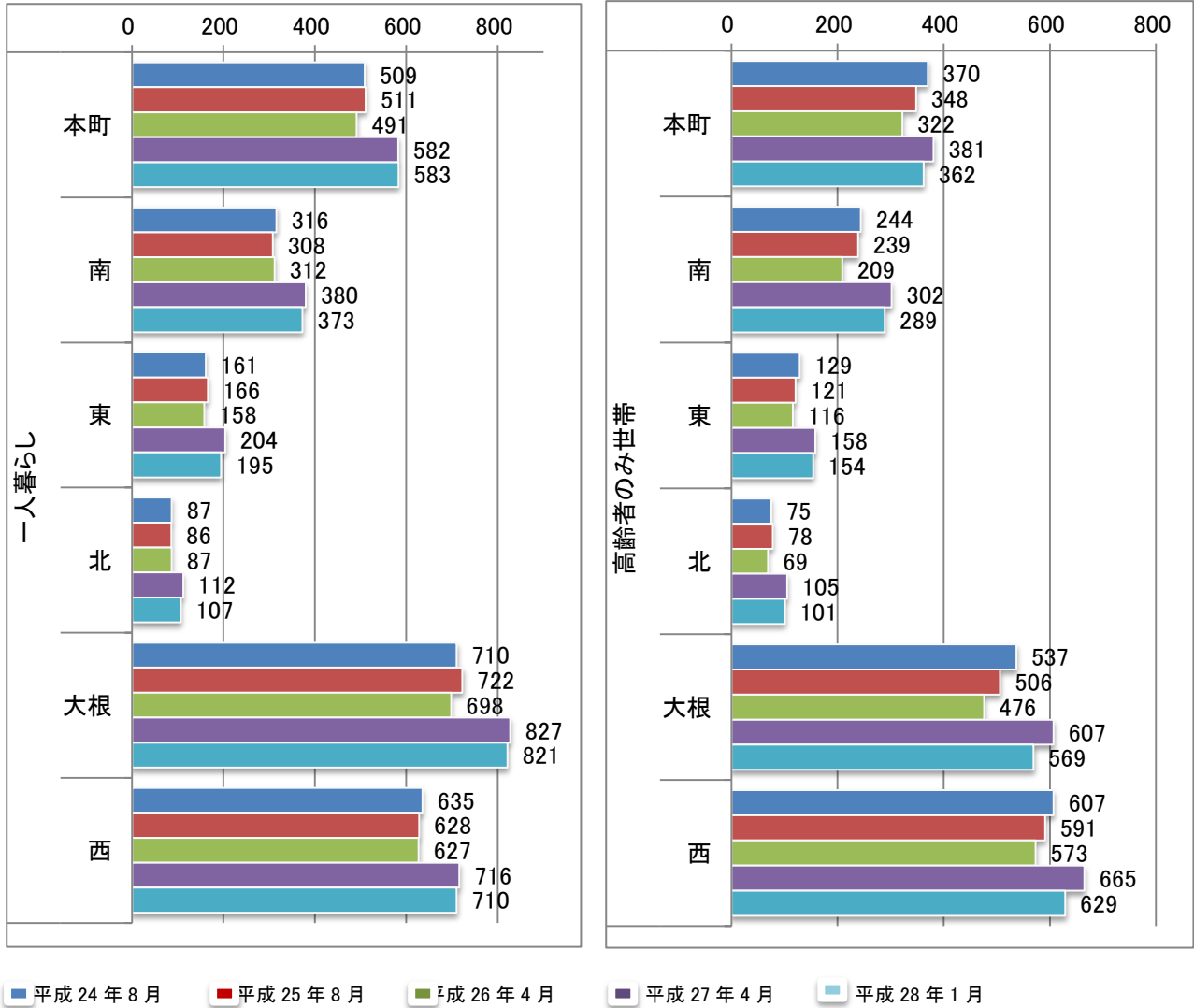
		本町	南	東	北	大根	鶴巻	西
その他	ミニデイサービス運営委員会	○						
	地域高齢者支援センター		○					△
	J A		○					
		21	27	14	17	15	21	21

(注)

- 本町地区
  - 「なでしこ友の会」は65歳以上の独居高齢者の会・会員数48人
  - 「保護司会」「更生保護女性会」は福祉ふれあいまつりのみ参加
  - 「幼稚園PTA」「小学校PTA」「中学校PTA」は名義のみの参加
- 南地区
  - 「青少年育成部会」複数団体による複合体であるが代表者1名が地区社協に参加
  - 「保育園」は、いまいずみ・ひまわり・南秦野（ふくろうのもり含む）・にこにこ（第2含む）
- 東地区
  - 「青少年育成部会」は青少年指導委員、青少年相談員、子供会で構成
  - 「高齢者施設」は社会福祉法人いずみ福祉会
- 北地区
  - 「交通安全協会北支部」は休会中
  - 「友の会」は65歳以上の独居高齢者の会・会員20人
- 鶴巻地区
  - 保育園は「つるまきこども園」
- 西地区
  - 「高齢者施設」は社会福祉法人むつみ福祉会
  - 「高齢者支援センター」はふれあいまつりと介護相談会のみ参加
  - 「福祉施設」「保育園」「幼稚園」はふれあいまつりのみ参加

◆ 付表・図

付図1 ひとり暮らし登録高齢者及び高齢者のみ世帯登録数の推移



※鶴巻地区は大根地区に含む

(市・高齢介護課)

付表1 民児協区別 対象者把握数一覧

	高齢者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	児童	ひとり親	外国籍	その他	主任児童委員把握分	計
本町	553	69	19	1		86	1	75	2	806
南	549	63	40	1	1	162	2	59		877
東	537	55	21	3	1	92		27	12	748
北	319	10	15	1		94		19		458
大根	606	60	32	5		91	2	71	3	870
西	732	68	24	12	3	132	1	50	4	1,026
渋沢	641	58	36	3		139	1	71		949
末広	888	68	14	6		119	3	21		1,119
南が丘	419	44	15	1	7	77		14	5	582
広畑	537	36	11	6	6	45	1	26		668
鶴巻	899	54	25	13	2	130	2	76		1,201
堀川	531	28	7	7	1	81		67		722
計	7,211	613	259	59	21	1,248	13	576	26	10,026

(秦野市民児協事務局調べ・平成27年9月1日現在)

付表2 要保護準要保護児童生徒就学援助費 支給実績

単位：人

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	785	790	807	775	759
中学校	488	496	472	475	456

(「秦野の教育」平成27年 秦野市教育委員会発行)

※「就学援助制度」公立小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、経済的な理由により就学が困難と認められる場合に、学用品費や給食費などの費用の一部を助成する制度。

付表3 特別支援教育就学奨励費 支給実績

単位：人

区分	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
小学校	110	116	124	135	187
中学校	43	63	67	65	58

(「秦野の教育」平成27年 秦野市教育委員会発行)

※「特別支援教育就学奨励制度」公立小・中学校の特別支援学級へ就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、就学のために必要な経費を援助する制度。

付表4 平成26年度「障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会」活動実績

	利用回数	利用時間	利用者	運転者
4月	17	83時間45分	20	17
5月	20	95時間33分	24	20
6月	19	67時間57分	22	19
7月	18	77時間14分	22	18
8月	24	91時間05分	30	24
9月	12	53時間38分	13	12
10月	20	95時間53分	25	20
11月	20	62時間38分	30	20
12月	9	38時間52分	9	9
1月	13	52時間49分	14	13
2月	10	44時間59分	10	10
3月	16	61時間35分	16	16
計	198	825時間58分	235	198

■障害者の自由な移動をすすめるハンディキャブの会

リフト付き福祉車両（ハンディキャブ）で、車いすを利用している人の外出時の送迎を行っている。  
 主な利用目的は、買い物や通院、レジャー等。

付表5 送迎ボランティア「ゆりの会」活動実績（平成27年1月～8月分）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
送迎回数	451	430	493	499	528	509	556	509
利用者数	38名	35名	34名	37名	34名	35名	36名	33名
ボランティア数	36名	35名	33名	35名	34名	34名	31名	32名

■送迎ボランティアゆりの会

主に、経済的な理由で通院が困難な透析患者を対象に、ボランティアの自家用車で送迎を行っている。